

株券等に関する手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新		旧	
<p>1. 株券等に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p>		<p>1. 株券等に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p>	
(1) 株券		(1) 株券	
区分	徴収対象者	徴収料率	徴収料率
(略)		(略)	
<p>(注)1. 預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における単元株式数（会社法第 188 条第 1 項の規定に基づき会社が定めた単元株式数をいう。以下同じ。）が、1,000 株以外の場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額を当該単元株式数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額とする。ただし、機構が別に定める「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」（以下「特例株券の料率特例」という。）に規定する大幅な株式分割等が行われた株券に該当することとなった株券（以下「特例株券」という。）に係る預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、当該特例の規定を適用して得られた額とする。</p>		<p>(注)1. 預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における <u>1 単元の株式の数</u>（商法第 221 条第 1 項の規定に基づき会社が定めた <u>1 単元の株式の数</u>をいう。以下同じ。）が、1,000 株以外の場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額を当該 <u>1 単元の株式の数</u>で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額とする。ただし、機構が別に定める「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」（以下「特例株券の料率特例」という。）に規定する大幅な株式分割等が行われた株券に該当することとなった株券（以下「特例株券」という。）に係る預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、当該特例の規定を適用して得られた額とする。</p>	
2. ~4. (略)		2. ~4. (略)	
(2) 新株予約権付社債券		(2) 新株予約権付社債券	
区分	徴収対象者	徴収料率	徴収料率
預託手数料	(略)	預託に係る券面の総額	各社債の金額につき 6 円
(略)		(略)	
(注) (略)		(注) (略)	
(3)・(4) (略)		(3)・(4) (略)	
(5) 協同組織金融機関の優先出資証券		(5) 協同組織金融機関の優先出資証券	
区分	徴収対象者	徴収料率	徴収料率
(略)		(略)	
(注)1. 預託手数料については、法第 39 条の 5 において		(注)1. 預託手数料については、法第 39 条の 5 第 1 項に	

準用する法第 14 条第 1 項の規定により、機構に提出されて預託された優先出資証券の数量について徴収することとし、法第 39 条の 5において準用する法第 19 条の規定により預託がされたものとみなされたものについては、徴収しない。

2. (略)

別表第 1 (振替件数基準による振替手数料)

(1) ~ (5) (略)

2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. ~ 5. (略)

平成 18 年 4 月 1 日改正附則

1・2 (略)

別表第 2 (振替株数等基準による振替手数料)

(1) 株券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. 徴収料率については、単元株制度における単元株式数(会社法第 188 条第 1 項の規定に基づき会社が定めた単元株式数をいう。以下同じ。)が、1,000 株以外の場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額を当該単元株式数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額とする。ただし、特例株券に係る徴収料率については、特例株券の料率特例の規定を適用して得られた額とする。

2・3. (略)

(2) ~ (5) (略)

附 則

この改正規定は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

において準用する法第 14 条第 1 項の規定により、機構に提出されて預託された優先出資証券の数量について徴収することとし、法第 39 条の 5 第 1 項において準用する法第 19 条の規定により預託がされたものとみなされたものについては、徴収しない。

2. (略)

別表第 1 (振替件数基準による振替手数料)

(1) ~ (5) (略)

2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. ~ 5. (略)

平成 18 年 4 月 1 日改正附則

1・2 (略)

別表第 2 (振替株数等基準による振替手数料)

(1) 株券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. 徴収料率については、単元株制度における1 単元の株式の数(商法第 221 条第 1 項の規定に基づき会社が定めた 1 単元の株式の数をいう。以下同じ。)が、1,000 株以外の場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額を当該 1 単元の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額とする。ただし、特例株券に係る徴収料率については、特例株券の料率特例の規定を適用して得られた額とする。

2・3. (略)

(2) ~ (5) (略)